

令和5年第7回平取町議会定例会（開 会 午前9時30分）

四戸副議長

皆さんおはようございます。只今の出席議員は9名であり、定足数に達していますので、会議は成立します。昨日に引き続き、議長に事故があるため、地方自治法第106条第1項の規定により、本日も副議長の私が議長の職務を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、3番松澤議員と4番木村議員を指名します。

日程第2、議案第1号、教育委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、教育委員の任命についてを説明申し上げます。教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するもので、教育政策の提案、住民の教育ニーズの伝達等、教育問題の住民への理解など、住民と教育委員会のパイプ役としての職を担っていただいております。この度、1名の委員の任期が到達いたしますので、委員を選任し、議会の同意を求めます。その方の住所、沙流郡平取町字貫気別240番地6、氏名、本間稔浩氏です。生年月日は昭和35年3月10日、63歳でございます。次のページをお開き願います。経歴の概要でございますけれども、学歴等は、昭和56年3月、北海道拓殖短期大学を卒業されております。職歴等は、昭和60年に消防団に入団し、令和4年4月からは平取消防団団長を務められております。平取町農業委員会委員、平取町農協理事、北海道PTA連合会副会長、貫気別小学校・中学校の学校評議員を務められ、平成18年9月からは、門別警察署少年補導員、平成19年11月からは、平取町教育委員会委員を4期務められており、その間、平成26年5月から、日高管内教育委員会連絡協議会副会長、令和5年5月から北海道町村教育委員会連合会副会長も務められております。教育委員会委員として再度任命をさせていただくものでございまして、本間氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化等に関し豊かな経験と見識を有し、教育委員会制度にも深い理解を示していただいておりますので、ご同意について、ご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

四戸副議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について任命同意する

ことに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがいまして、日程第2、議案第1号、教育委員の任命については、任命同意することに決定しました。

日程第3、議案第2号、平取町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第2号、平取町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明申し上げますので、議案書3ページをご覧くださいと思います。議案第2号、平取町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、平取町簡易水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。この条例の制定につきましては、令和6年4月1日から、地方公営企業法の一部適用の対象となる簡易水道事業の簡易水道特別会計から公営企業法会計の移行期限を迎えることに伴いまして、地方公営企業法第4条、地方公営企業の設置に置きまして、地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならないと規定されていることから、平取町簡易水道事業の設置に関する条例を制定し、運用するものでございます。4ページからをご覧くださいと思いますが、条文になりますが、第1条、簡易水道事業の設置といたしまして、生活用水その他の上水を住民に供給するため、平取町簡易水道事業を設置するものといたします。第2条は法の財務規定等の適用を規定し、地方公営企業法の適用条項を規定しております。第3条、経営の基本としまして簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定し、第2項では給水区域、給水人口、給水量をこれまでどおりで規定しております。以下条例で定める必要のある事項について規定をしております。第11条までの内容で制定するものであります。なお、5条の議会の同意を要する賠償責任の免除について、法第34条において、準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定と表記の部分でございますけれども、先日の8月31日開催いたしました、産業厚生常任委員会でご審議いただいた際の内容が、地方自治法第243条の2の2第8項という形の表記で説明させていただきましたけれども、こちらが改定になっていたということを確認されたため、今回訂正し、提案させていただくものでございます。また、同日の常任委員会でご提出させていただきました平取町簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則について、あわせて運用させていただくこととなりますが、予算書、決算書の表現が病院会計の形式となります。会計の表現方法につきましてはまた後日、改めてご説明を申し上げますこととなりますので、ご理解をいただきたいと存じます。7ページ、下段の附則といたしまして、この条例につきましては、令和6年4月1日から施行するものとします。以上、説明とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、議案第2号、平取町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第3号、平取町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第3号、平取町特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書9ページをご覧ください。この条例は、特別会計を設置するための条例でありますけれども、只今、議案第2号で説明したとおり、簡易水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行することから、簡易水道事業を平取町特別会計から除こうとするものでございます。10ページをご覧ください。平取町特別会計条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので11ページをご覧ください。左側が改正案で下線部の箇所が改正部分となります。第1条第4号、平取町簡易水道特別会計簡易水道事業を削るものでございます。それから第1条中、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とするものでございます。10ページの附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。以上ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第4、議案第3号、平取町特別会計条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号、平取町簡易水道設置条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案第4号、平取町簡易水道設置条例を廃止する条例についてご説明申し上げますので、議案書12ページをご覧くださいと思います。議案第4号、平取町簡易水道設置条例を廃止する条例について、平取町簡易水道設置条例は廃止する。先ほど議案第2号でご説明させていただきました平取町簡易水道事業の設置等に関する条例が制定となることから、従前、制定されておりました、平取町簡易水道設置条例を廃止し、平取町簡易水道事業の設置等に関する条例を運用するものでございます。13ページをご覧くださいと思います。附則においてこの条例におきましては、令和6年4月1日から施行するものいたします。以上、ご説明申し上げますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第4号、平取町簡易水道設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第5号、平取町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長 それでは、議案第5号、平取町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例について、ご説明申し上げますので、議案書14ページをご覧くださいと思います。議案第5号、平取町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例について、平取町簡易水道特別会計財政調整基金条例は廃止する。こちらの条例でございますけれども、簡易水道事業が特別会計から公営企業法会計に移行することに伴い、簡易水道事業としての積立金が現在もございませんことから、平取町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止するものでございます。なお、議案書15ページの附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものいたします。以上、ご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

四戸副議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、議案第5号、平取町簡易水道特別会計財政調整基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第6号、令和5年度平取町一般会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第6号、令和5年度平取町一般会計補正予算第4号につきましてご説明いたしますので、16ページをご覧ください。令和5年度平取町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによるものといたします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ5391万4000円を追加し、予算の総額を69億9968万8000円にしようとするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、25ページをお開き願います。上段、3款1項2目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金467万3000円の追加でございまして、これはケアハウスしずかのボイラーは開設から19年経過し、老朽化が進んでおり様々な故障が進んでいることから、平取福社会で更新を検討し、中央競馬馬主社会福祉財団へ助成事業実施計画書を申請したところ、助成金の内定があり、町も当該事業へ補助するために補正するものでございます。事業内容はケアハウスしずかのボイラー2基を更新するもので、総事業費は1081万3000円で、そのうち、中央競馬馬主社会福祉財団からの助成金506万円、平取福社会負担は事業費の1割108万円とし、残りの467万3000円を町が負担するもので、民間の補助金を活用することによりまして、平取福社会や町の負担も軽減されることから、補助金として交付するものです。財源につきましては、前年度繰越金を充当いたします。次に下段、3款2項1目児童福祉総務費18節負担金、補助及び交付金125万円の追加でございまして、これは6月定例会におきまして、補正させていただいた子育て世帯生活支援特別給付金について、令和4年度の実績に基づいて、対象者を30世帯60名として、補正予算を計上しておりましたけれども、令和5年度の課税所得が確定後、改めて住民税非課税世帯を確認したところ、新たに対象者が12世帯25名増加したため、不足する経費を増額するもので、増加した児童25名分、1人当たり5万円の125万円を追加するものでございます。財源は国庫補助金として全額交付されることとなっております。次に26ページ上段、4款1項6目診療所費10節需用費150万円の追加でございまして、これは、現在の振内国保診療所医師の任期が、今年度末で満了となることから、来年度、新たな医師を招聘いたします。招聘するに当たり、住宅と

して活用を予定しております、旧振内営林署長住宅の老朽化した箇所を修繕するための費用として、修繕料150万円を追加するものでございます。財源は前年度繰越金を充当いたします。次に下段、4款3項1目排水処理費14節工事請負費2608万2000円の追加でございます。これは昨年度実施予定の国道237号振内地区の国道拡幅工事に伴う生活雑排水施設の移設工事が、開発局の工事の関係で実施出来ず、今年度予算に先送りして、現在移設工事を行っているところでございますけれども、当初予算では、昨年度施工予定の工事費を計上していたため、移設を行っているポンプ施設の運用を開始するにあたり、機械設備、制御設備、動力設備の施工を行うための費用が必要となることから、不足する工事費を増額するものでございます。財源については開発局からの移設補償費と前年度繰越金を充当する予定でございます。次に27ページ上段、5款1項2目農業振興費18節負担金、補助及び交付金246万3000円の追加でございます。これは国の化学肥料低減定着対策事業が7月に施行され、化学肥料の2割低減に向けた地域の取り組みに対し、その経費の2分の1が国から交付される内容で、事業の受皿となる、平取町農業協議会で検討の結果、農業支援センターの土壌分析装置の更新と土壌診断料の農家負担無料化に取り組むこととなり、国からの補助残分について、町及び農協がそれぞれ負担するために補正するものでございます。負担の内訳につきましては、土壌分析装置更新で、事業費が784万3000円のうち、国からの交付金の残額392万1500円を町6割、農協4割の負担として、町負担分が235万2900円となります。また、土壌診断料は1点当たり単価1100円のうち、国及び農協が各500円、町が100円を負担する形で、期間中1100点の実施を見込み、町の負担金は11万円となります。以上、二つの事業を合わせて246万3000円を化学肥料低減定着対策事業負担金として負担するものでございます。財源につきましては前年度繰越金を充当します。次に下段、5款1項4目畜産業費、18節負担金、補助及び交付金、526万8000円の追加です。これは飼料価格の高止まりや生乳の需給緩和で収益性が悪化した状態が続いていることから、国は昨年度に引き続き、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者に対して、緊急対策事業を実施するため、当町でも新型コロナ交付金の電力・ガス・食料等価格高騰重点支援地方交付金を活用して、昨年度と同様に家畜等の生産者に対して、平取町飼料価格高騰緊急対策事業支援金を交付するものでございます。積算の内訳は、乳用牛の経産牛1頭当たり2800円の510頭分、142万8000円。肉用牛の経産牛と繁殖牝馬1頭当たり4000円の960頭分、384万円、合わせて526万8000円を見込んでおります。財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。次に、28ページ上段、5款2項4目林道費14節工事請負費500万円の追加でございます。これは、林道専用道川向線開設工事について、平成30年度に実施した調査設計に基づき、

当初予算で工事費を計上しておりますけれども、本年5月に盛土規制法が施行されたことにより、今年度実施する工事の設計内容についても、改めて林野庁との事前協議が求められたため、4月から協議を行った結果、当該工事においても盛土の流出防止対策を講じた施工が求められ、設計変更が必要となったことから、工事費が増加したため増額するものでございます。財源につきましては、事業費の2分の1を道補助金、補助残については、過疎債を充当する予定でございます。次に下段、9款4項1目社会教育総務費12節委託料69万6000円の追加でございます。これは当初予算においてアイヌ政策推進交付金事業として、平取高校生を対象とした、ニュージーランドとの国際交流事業について、予算計上時に比べ、コロナの5類移行に伴う海外旅行需要の増加や、燃料費等の高騰により、ニュージーランドへの派遣に係る旅行代金が大幅に増加したため、予算不足となったことから、委託料を増額するものでございます。財源につきましては、事業費の8割をアイヌ政策推進交付金、残りは前年度繰越金を充当する予定でございます。次に29ページ。10款2項1目農業施設災害復旧費12節委託料698万2000円の追加でございます。これは令和4年8月の豪雨で被災した池売頭首工の災害復旧工事において、今年4月以降の河川増水に伴い、護床ブロックが増破し、道、農水省、財務局からその原因究明のための追跡調査等を求められたことから、その調査業務に必要な予算を増額するものです。財源は、激甚災害指定に係る道補助金と、残りは受益者負担金として分担金を見込んでおります。歳出については、以上でございます。次に歳入についてご説明いたしますので、21ページをお開きください。上段、13款2項1目農林水産業費分担金1節農業災害復旧事業分担金4万9000円の追加でございます。これは只今、歳出29ページで説明いたしました池売頭首工護床工被災検証調査業務について、災害復旧事業分担金を見込んだものでございます。続いて下段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金526万8000円を増額するものです。これは27ページで説明いたしました。平取町飼料価格高騰緊急対策事業支援金について、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んだものでございます。次に、22ページ上段、15款2項2目民生費国庫負担金180万6000円の追加です。1節社会福祉費補助金55万6000円の増額です。これは28ページで説明いたしました、青少年国際交流事業にかかる費用69万6000円の8割をアイヌ政策推進交付金として見込んだものでございます。2節児童福祉費補助金125万円の増額です。これは25ページで説明いたしました、子育て世帯生活支援特別給付金について、その事業費の全額を新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金として見込んでおります。次に下段、16款、2項、4目、農林水産業費道補助金5節林道費補助金250万円の追加です。これは28ページで説明いたしました林業専用道開設工事について、事業費500万円の2分の1を林業専用道開設事業補助金として見込んでおります。次

に、23ページ上段、16款2項8目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金693万3000円の追加でございます。これは29ページで説明いたしました池売頭首工護床工被災検証調査業務に係る事業費698万2000円について、激甚災害指定に係る農業用施設災害復旧事業補助金をこのたびの復旧工事にかかった補助率と同じ99.3%と見込んで計上しております。次に下段、20款1項1目繰越金1節繰越金1135万8000円の追加です。今回の補正財源につきましては、国庫補助金や道補助金などの特定財源や町債を充当し、さらに不足する財源について、前年度繰越金に求めるものでございます。次に24ページ上段、21款4項1目雑入2節雑入2350万円の追加でございます。これは26ページで説明いたしました振内地区函渠工生活雑排水施設移設工事について、開発局からの国道改良工事に伴う移設補償費を見込んだものでございます。次に下段、22款1項3目農林水産業債2節林業債250万円の追加です。これは28ページで説明したとおり、林業専用道川向線開設工事の設計変更に伴う事業費の増加分について、道補助金を充当し、さらに不足する財源を確保するため、過疎対策事業債を追加するものでございます。歳入歳出予算事項別明細書については以上でございます。次に、19ページの第2表、地方債補正をお開き願います。第2表、地方債補正は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先ほど、歳出で説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、林道整備事業の1事業であり、補正前と補正後における限度額については、記載のとおりでありまして、その限度額総額を5億1570万円から5億1820万円に変更するものでございます。次に30ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、前々年度の令和3年度末の現在高、前年度の令和4年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和5年度末の現在高見込額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上、議案第6号、令和5年度平取町一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。8番千葉議員。

8番
千葉議員

26ページの4款1項6目需用費でありますけれども、この修繕料について150万円ということなのですが、私が知っている限りはかなりの築年数が経っていて、この150万円で本当に賄って修繕出来て、通常通り住宅の機能を果たしていくのかというのがちょっとあるのですけれども、例えば経年劣化しているようなボイラーなど大丈夫なのかと考えています。その辺のことで修繕費150万円の内訳を、もしわかればお知らせいただきたい

と思います。

四戸副議長

町民課長。

町民課長

修繕の内容については、生活を営む上での最低限の住環境の整備ということとさせていただきます。内容につきましては、畳と壁紙の入替え、エアコンの設置、トイレ便座の交換、それとバルコニーの設置でございます。それら合わせまして修繕料150万円という計算をしております。

四戸副議長

8番千葉議員。

8番

千葉議員

ということは、ほとんど内部のものですよね、屋根とか外壁は大丈夫なのかと思うのですけれど、その辺の劣化など全く問題ないのでしょうか。

四戸副議長

町民課長。

町民課長

外壁につきましては、一定程度を経ちましたらニスを塗るなどの必要がありますけれども、現在のところまだ必要はないというふうに思っております。屋根についても、まだ大丈夫ではないかなと思っております。ただ、一定年数経過しましたら、また、検討しましてそういった長寿命化対策をとっていかなければならないというふうに考えております。そして排水関係につきましても、実際これまで短期貸付け住宅といいますか、ちょっと暮らし住宅としながら運用してきた中では特に問題がありませんでしたので、現在のところ、まだ、使用できるものというふうに考えております。以上です。

四戸副議長

8番千葉議員。

8番

千葉議員

もう1点お伺いいたします。今の件は了解いたしました。27ページの5款1項4目18節の負担金、補助及び交付金の関係で飼料価格の高騰緊急対策事業、これは国から来ている国庫補助金として今回計上して、そのまま計上されているわけですが、1頭当たりの補助金も先ほど説明ありまして、肉牛と乳牛の各単価聞きましたけれども、今回の予算計上に対しては、特段何もないのですけれども、ただ最近、牛を飼っている農家などに行って実情とか2、3件だけだったので、お話を聞いたところ補助が非常にありがたいのだけれども、やはり長期化して、これからまだまだちょっと苦難の年数が待ち受けているのかなというような心配をしているのです。そんな中で今後の見通しとして国の考え方はどのような形で自治体のほうに来ているのかということが1点と、あるいはもし、今の現状を打開していくのであれば、町独自としてもやはり何らかの方策でやはり救済していくよう

な、あるいは補助を与えるような形も必要ではないかなと思っていますけれども、その見通し含めてちょっとお答えいただければというふうに思っています。

四戸副議長
産業課長

産業課長。

まず国のこれからの、特に今、千葉議員からお話ありました部分でいけば家畜を飼っている生産者に対しての支援という部分だと思うのですが、これまでも昨年から特に農業生産費が上がっているということで、色々な肥料もそうですけれど、飼料等については、国、さらには北海道、去年は町も支援をしてきて、既に、今回も国・道と支援をしております。その中で、今回、町も国に合わせて、継続事業ということでこのコロナの交付金を使わせていただいて、支援をしていくわけなのですが、今後の見通しということになりますと、今私どものほうに情報が入ってきているのは、恐らく、今新たに岸田内閣が発足しまして、2次ですね。それで10月ぐらいにまた、大型に補正を組むというような話も聞いているので、その中には当然経済対策を打ち出すというような話も聞いているので、その中で農業面のほうにも支援があるかなというふうには思っていますという形ですね。すみません。もう1点の質問の内容をもう1度お願いしたいのですが。

四戸副議長
8番千葉議員

8番千葉議員。

今後の見通しという面では、今の説明でまだやはり色々な対策をとっていく必要があると国自体もそういうふうに考えてくれているのかなと思っていますけれども、ただ、本当にさっき言ったように、この国庫補助金として単価を決めて、頂くのは本当にありがたいのですが、ただ現状からいったら、今もう、非常に長引いている輸入品にとって非常に酷な円安の関係とか、諸物価の高騰、それから、原材料費が全般的に上がっているという中で、最終的にやはり町独自の何か政策を考えていく必要性が私はあると思っていますのですが、その辺の考え方は全くないのか伺っておきたいと思います。

四戸副議長
産業課長

産業課長。

大変申し訳ありません。町独自という部分では今後、当然農協なり、生産者の声も聞いていかなければならないのでしょうか、今のところ私どものほうで、何か新たな支援ということは考えてはいないです。ただ、色々な道の補助金なり、国の補助金を有効活用していく中で、当然、広く生産者の皆さんには周知しながら、色々な効率よい補助金を活用していただく方策は町としても考えなければいけないかなというふうに思っております。

四戸副議長	そのほか質疑ございませんか。5番金谷議員。
5番金谷議員	先ほど3.歳出の4款1項6目の診療所費の関係で、医師が変わるということで、今の入っている医師住宅については、もうこのまま使えないのか、それとも、どういうふうな形でこのような予算計上をしていったのか、それについてちょっとその経緯を教えてくださいたいです。
四戸副議長	町民課長。
町民課長	まず、現在の診療所に隣接している医師住宅につきましては、今後、新たな医師をお迎えしてそのときに必要な資材や荷物を置く、そういったスペースに使わせていただきたいと考えております。あと、ご家族に見ていただいたり、先生の住環境の整備に適するものと考えて色々な方向から検討した結果、今回の旧営林署長住宅のログハウスの建物を使用したいというところで、建物についてはそのように選定させていただきました。その中で最低限、住環境整備に必要なもの、町側で整備していきたいということで、このような修繕料の計上、補正予算に至ったものでございます。
四戸副議長	5番金谷議員。
5番金谷議員	今、課長に説明していただいたのですが、そしたら、両方とも使うという形の捉え方でよろしいのでしょうか。
四戸副議長	町民課長。
町民課長	只今、ご質問いただいたとおり、両方とも併用して使用していくという考えでございます。
四戸副議長	そのほか質疑はございませんか。1番井澤議員。
1番井澤議員	25ページお願いします。ケアハウスしずかのボイラー更新事業補助金ですが、昨日ぐらいから少し寒さが出てきましたけれども、このボイラーの工事の工事時期と、それからご利用者の生活にいわゆる暖房に支障がないような工事が行われるかについてお伺いしたいと思います。
四戸副議長	町民課長。
町民課長	ケアハウスしずかのボイラーにつきましては、ボイラーそのものは今現在発

注して進めているというふうに聞いております。その中でできるだけ早くの設置をするように、只今、急いで進めているということなのですけれども、納品時期につきましてはまだ情報がありませんでしたので、とにかく急いで設置をするという方向で現在進められているというところでございます。

四戸副議長

そのほか質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第6号、令和5年度平取町一般会計補正予算第4号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第7号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案第7号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。31ページをお開きください。令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ1832万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5002万8000円とするものであります。2項は歳入歳出予算の補正に係る款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、35ページをお開きください。今回の補正の目的は、令和4年度分の国庫負担金等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するものでございます。6款1項2目償還金22節償還金、利子及び割引料1832万8000円を追加いたします。令和4年度に概算交付されました介護給付費、地域支援事業費などの負担金等の額の確定したことに伴い、今回、国、道、支払基金にそれぞれ超過分を返還するものでございます。次に歳入についてご説明いたします。34ページをご覧ください。8款1項1目1節繰越金1832万8000円を追加いたします。35ページ歳出で説明しました、返還金の財源を令和4年度の繰越金に求めるものでございます。以上で議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

四戸副議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に反対討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第7号、令和5年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第8号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、議案第8号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げますので、本日配付させていただきました。議案第8号をご覧いただきたいと思っております。工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結するものとします。工事名につきましては二風谷地区二風谷コタン再整備事業工房建設工事でございます。工事場所につきましては沙流郡平取町字二風谷76番地、こちらの場所につきましては、二風谷生活館入り口となる国道交差点の振内側の敷地となります。工事概要につきましては、鉄骨造平屋建て工房4棟、延べ面積161.3平方メートルでございます。請負代金額につきましては7700万円。受注者におきましては沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役五十嵐千津雄氏でございます。本工事における入札参加者につきましては、受注者のほか有限会社楠建設、株式会社小林組、日新建設株式会社の4者でございました。なお、この工事の工期につきましては、令和6年3月19日となります。また、落札率につきましては99.00でありました。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

四戸副議
長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、議案第8号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

日程第10、認定第1号、令和4年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、日程第11、認定第2号、令和4年度平取町各会計決算認定について、以上2件を一括議題とします。監査委員からの意見書並びに決算資料はお手元に配布したとおりです。お諮りします。令和4年度平取町国民健

康保険病院特別会計決算認定及び令和4年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがいまして、認定第1号及び認定第2号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。特別委員会委員の選任につきましては、議会運営基準、111先例1により、監査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く9名の議員を決算審査特別委員会委員に指名します。以上のとおり、指名することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがいまして、決算審査特別委員会の委員は、議長が指名したとおり決定しました。また、この決算審査を行うため、本会議は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがいまして、平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することに決議しました。

休憩いたします。直ちに議員・委員控室において決算特別委員会の開催を求めます。再開は10時40分とします。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時40分)

再開します。休憩中に開催された特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告します。決算審査特別委員会委員長には松澤委員。副委員長には木村委員。以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしく願いいたします。

日程第12、報告第1号、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは報告第1号、令和4年度、財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げますので、議案書の50ページをお開き願います。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率に関して、議会に報告するものでございます。51ページをご覧ください。上段の健全化判断比率ですけれども、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、ともに黒字のため、算定されておりませんので、今回、実質公債費比率と将来負担比率の二つの財政指標について、ご報告させていただきます。なお、表の括弧内の数値は備考に記載

のとおり、早期健全化基準値でありまして、この健全化判断比率のいずれかが基準値を超えた場合は、当該判断比率を公表した年度の末日までに財政健全化計画を定めなければならないものでございます。それでは、実質公債費比率からご説明いたします。実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金の返済額を当該団体の標準財政規模に対する比率であらわしたもので、地方債などの借入れ返済額の大きさを指標化したものでありまして、令和元年度から令和3年度までの3ヶ年平均値となっております。この比率が18%以上になる地方公共団体は、地方債を発行する時に国の許可が必要となります。令和4年度における、平取町の実質公債費比率は3か年平均で7.1%となるものでございます。ちなみに昨年度につきましては5.5%でございます。続いて将来負担比率であります。これは公営企業や一部事務組合などを含めた地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさを当該団体の標準財政規模に対する比率であらわしたもので、地方公共団体の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化したものでございます。この比率が350%以上になる地方公共団体は早期健全化団体に指定されることになり、令和3年度の全道平均は26.7%であります。令和4年度における平取町の将来負担比率は41.2%になるものであります。続いて、下段の資金不足比率であります。これは、地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較したもので、経営状態の悪化の度合いを指標化したものであります。この比率が10%以上になった場合は、企業債の発行が協議制から許可制に移行されますが、20%以上になったときは経営健全化計画の策定が義務づけられるものであります。今回、平取町が報告する公営企業会計は、国民健康保険病院特別会計と簡易水道特別会計の2会計であります。両会計とも令和4年度における資金不足比率は算定されておられませんので、報告させていただきます。最後に今後につきましては、事業の見直しによる地方債の適正規模の発行による公債費の縮減や経常的な経費の抑制を図るとともに、安定的な収入の確保に努め、また、基金の効率的な運用と計画的な活用を図ることにより、財政の健全化と持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上、報告第1号、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告とさせていただきます。

四戸副議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第12、報告1号、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。

日程第13、意見書案第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とし

ます。提出議員からの説明を求めます。3番松澤議員。

3番
松澤議員

意見書案を説明させていただきます。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多目的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。また、本道の森林を将来の世代に引継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや、道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する、森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。よって、国においては、次の措置を講ずるように強く要望する。1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和5年9月22日、平取町議会議長高山修です。説明は終わります。

四戸副議長

只今、説明が終わりましたので、

3番
松澤議員

失礼しました。提出議員、松澤以久子、賛成議員、木村英彦、中川嘉久。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、以上であります。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、意見書案第1号については、原

案のとおり可決しました。

日程第14、意見書案第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。

3番松澤議員。

3番
松澤議員

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について説明させていただきます。北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に恵まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。今後は、北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬季間の住民の安全・安心を図ることが必要である。そのため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。1、道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況も踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。提出議員、松澤以久子、賛成議員、木村英彦、井澤敏郎。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。以上です。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第14、意見書案第2号については、原案のとおり可決しました。

日程第15号、意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番井澤議員。

1番
井澤議員

地方財政の充実・強化に関する意見書案。今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。しかし、現実に地域公共サービスを行う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針2021)」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。1、社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。2、とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。3、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。4、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。5、「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として、令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。6、会計年度任用職員制度の運用について

は、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなど、その財政需要を十分に満たすこと。7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。8、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。9、森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。10、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出議員は私、井澤敏郎、賛成議員は崎廣秀樹、金谷満。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）です。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第15、意見書案第3号については原案のとおり可決しました。

日程第16、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番井澤議員。

1番
井澤議員

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書案。義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに、教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が平成18年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元することが重要です。令和3年12月に文科省が発表した「就学援助実

施状況調査」では、要保護・準要保護率は全国で14.52%、7人に1人に当たります。北海道においては全国で8番目に高い18.30%、5人に1人となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では、給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置にされている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡充させていく必要があります。こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の充実をはかるよう、以下の項目について要請します。1、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。2、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の解消や図書費などについて、国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。3、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出議員は私、井澤敏郎、賛成議員は千葉良則議員、四戸正彦議員です。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、以上です。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第16、意見書案第4号については、原案のとおり可決しました。

日程第17、意見書案第5号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番井澤議員。

1番
井澤議員

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案。道教委は、平成30年3

月に策定の「これからの高校づくりに関する指針」にもとづき、毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高校配置計画」をすすめてきました。これにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。道教委が令和5年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針改訂版」では、学校規模を「1学年4～8学級」とした基準の明示は行わなかったものの、「今後も重要な観点の一つ」であるとして基本的な考え方を踏襲していることから、ますます高校の統廃合がすすむことが懸念されます。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管するなど、地元の高校存続に向けた努力を続けてきました。しかし、本来こうした施策は道教委が行うべきであり、道教委は後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取り組みにより新入学生が増加しても、既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されない状況にあり、このままでは、「都市への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。道教委は、広大な北海道の実情に鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ小人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望する全ての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分に反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。つきましては「これからの高校づくりに関する指針」の見直しにあたり次の事項について実現されるよう、強く要望します。1、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、小人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。2、すべての道立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。4、希望するすべての子どもが地元で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、ゆたかな高校教育を実現するよう検討を進めること。5、平取高校の存続に向け、様々な視点から方策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。提出議員は、私、井澤敏郎、賛成議員は崎廣秀樹議員、千葉良則議員です。提出先は北海道知事、北海道教育委員会教育長です。以上です。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第17、意見書素案第5号については、原案のとおり可決しました。

日程第18、意見書案第6号、北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。2番中川議員。

2番
中川議員

北海道最低賃金改正等に関する意見書案。北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46.7万人と、給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人の内、45万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている実態にあります。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。経済財政運営と改革の基本方針2022において、「できる限り早期に全国加重平均が1000円になることを目指す」ことが堅持されています。昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率を上まわる高い伸び率となりました。令和5年8月18日には全国の令和5年度最低賃金が発表され、北海道は40円アップの960円、全国加重平均は43円アップの1004円となりましたが、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は、消費者物価の上昇が続く中ではより一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。つきましては、北海道最低賃金について、以下の措置を講ずるよう強く要望します。1、地域間格差にも配慮しながら、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、消費者物価指数の伸び率も踏まえ、引き続き最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額1054円)を下回らない水準に改善すること。3、賃上げの原資確保のため、公正取引を示す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金の利用を促進し、最低賃金の大幅引上げを図ること。以上、地方自治法第99条の規定により

意見書を提出します。提出議員は、私中川でございます。賛成議員は萱野議員、松澤議員でございます。提出先は北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長でございます。以上、提出について説明が終わりましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

四戸副議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第18、意見書案第6号については、原案のとおり可決しました。

日程第19、承認第1号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第19、承認第1号については、別紙のとおり、関係議員を公務出張、派遣することに決定しました。

休憩します。

(休憩 11時19分)

(再開 11時21分)

再開します。

お諮りします。承認第2号、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第2号、閉会中の継続調査及び審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査及び審査について、閉会中に継続調査及び審査を実施したい旨申し出がありました。申し出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査及び審査を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがいまして、各委員長から申し出のとおり、閉会中に継続調査及び審査を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案 8 件で原案可決 7 件、同意 1 件、認定 2 件で、特別委員会付託 2 件、報告 5 件で採択 4 件、報告 1 件、意見書案 6 件で原案可決 6 件、承認 2 件で決定 2 件となっています。

以上で、全日程を終了しましたので、令和 5 年第 7 回平取町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。

(閉 会 午前 11 時 23 分)